

# 令和3年第3回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 令和3年3月25日(木) 午前9時30分から

(2) 場 所 輪島市役所3階 大会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 田上 正男

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員 11名

(欠席)	6番 坂下 正幸	11番 田上 正男
(欠席)	7番 石倉 稔	(欠席)
3番 谷内 誠一	8番 谷内 吉夫	13番 田中 喜義
4番 奥堂 敏春	9番 山本 秀夫	14番 新澤 晟
5番 山本 恒雄	10番 森谷 正美	(欠席)

### (2) 欠席委員

1番 北濱 陽子 2番 池端 共栄 12番 安 津久人 15番 山崎 覺治

### (3) 出席農地利用最適化推進委員

輪島1番 宇羅 恒一 門前4番 高木 友龍

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 黒氏 篤

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

(1) 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

(2) 議案第7号 農用地利用集積計画について

(3) 議案第8号 非農地証明願いについて

## 7 報告事項

(1) 報告第5号 農地法第3条の3の規定による届出について

## 8 議事

開会 9 : 3 0 閉会 1 0 : 1 0

事務局長	本日は4名の委員が欠席し、農地利用最適化推進委員は2名の出席です。それでは会長よろしく申し上げます。
議長	(会長からの挨拶) それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、11名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第3回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。  (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号9番 山本 秀夫 委員及び 議席番号10番 森谷 正美 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第6号】の農地法第3条第1項の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	議案書2ページをご覧ください。議案第6号の農地法第3条第1項の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件です。  <b>【議案第6号所有権移転、1番から3番を議案書をもとに朗読】</b>

合計 5 筆 2,040 m<sup>2</sup>で内訳は田が 1,873 m<sup>2</sup>、畑が 167 m<sup>2</sup>です。  
続いて議案書 3 ページ、農地等の使用貸借権許可申請承認についてです。今月は 1 件です。

**【議案第 6 号使用貸借権設定、1 番を議案書をもとに朗読】**

以上、いずれも農地法第 3 条第 2 号各号には該当しないため、許可要件のすべてを充たしていると考えます。

議長 それでは申請番号 1 番について地区担当推進委員輪島 1 番 宇羅 恒一委員よりご意見をお願いいたします。

宇羅委員 先日 21 日に現地確認を行いました。周りは農道と農地に囲まれており、耕作者が変わっても周辺には影響はないと考えられますのでよろしくをお願いします。

議長 次に、申請番号 2 番について地区担当推進委員門前 4 番 高木 友龍委員よりご意見願います。

高木委員 先日 22 日に現地確認を行いました。申請地は川のそばの少し荒れた状態になっている農地です。市外にいる譲渡人の方が土地を整理したいと考え、付近に住む譲受人に農地の譲り渡しを申し出て、譲受人がそれを引き受けたとのこと。農地の付近の状況をみても周辺には影響はないと考えられます。以上です。

議長 次に、申請番号 3 番及び使用貸借権設定許可申請の申請番号 1 番について、同一の申請者による案件ですので、地区担当委員 議席番号 4 番 奥堂 敏春委員よりまとめてご意見願います。

奥堂委員 20 日に譲受人のところへ行き、現地確認をしてきました。譲渡人・貸渡人はいずれも市外に住んでおり、実際にはこれまで譲受人が管理していたとのこと。今後もこれまでどおり管理し、譲渡をふまえて耕作をしていくとのことなので、問題ないと考えます。

議 長	それではこれより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第 6 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	(「異議なし」との声あり)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって【議案第 6 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第 7 号】の農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。 事務局、説明願います。
事 務 局	議案書 8 ページから 12 ページをご覧ください。議案第 7 号の利用権設定各筆明細です。今月は機構への貸付分が 7 件、その他が 2 件です。  【議案第 7 号、利用権設定各筆明細を議案書をもとに朗読】  機構への貸付分は合計 30 筆 33,946 m <sup>2</sup> 、期間は 10 年以上で水稲です。その他のものは合計 29 筆 151,149 m <sup>2</sup> 、期間は 3 年未満が 143,992 m <sup>2</sup> 、畑で作物は野菜、6 年未満が 12 筆 7,157 m <sup>2</sup> 、田で水稲です。
議 長	これより質疑を許します。
各 委 員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第 7 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。
各 委 員	(異議なし)

議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって【議案第 7 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p>
事 務 局	<p>次に、市長より提出のあった【議案第 8 号】の非農地願承認について議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
	<p>議案書 14 ページをご覧ください。議案第 8 号の非農地願承認についてです。今月は 15 件です。</p>
	<p><b>【議案第 8 号、1 番から 15 番を議案書をもとに説明】</b></p>
	<p>以上、38 筆 16,392 ㎡で内訳は田が 16,301 ㎡、その他が 91 ㎡です。なお、1 番については、昭和 35 年頃農作業用施設を建設して使用していたとのことですが、老朽化により市から危険性を指摘されたため、昨年取り壊され、現在は更地となっているものであります。これまでの経緯、また周囲の状況から農地性は無いと考えます。</p>
	<p>また、2 番から 6 番については、国道沿いにあるスーパーマーケットの建物及び駐車場の敷地です。昭和 60 年 7 月～11 月にかけて店舗及び駐車場を目的として転用許可を得ておりましたが、その際に登記の地目変更を行っていなかったため、今回非農地証明の申請がされたものです。転用許可を受け、その目的に使用していたものになりますので、非農地証明の対象になるものと考えます。</p>
	<p>8 番から 15 番は、山中にある一団の農地で、いずれの農地も 30 年以上耕作がなされておらず、また一部の所有者が輪島から転出しているなど、耕作の見込みが立たないまま周辺の山林と同化し、山林原野化しているものです。状態としては長期間の耕作放棄のため、耕作ができる状態に復元するのはほぼ不可能であると考えられ、非農地として差し支えないものと考えます。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号 1 番及び 2 番から 6 番について、地区担当委員議席番号 4 番 奥堂 敏春 委員よりご意見願います。</p>
	<p>23 日に現地確認をいたしました。1 番ですが、現在更地になっていま</p>

奥堂委員	<p>すが、少し前に作業小屋が建っていたことは記憶しております。周辺も宅地であり、非農地で問題ないかと考えます。</p>
議長	<p>また 2 番から 6 番ですが、ここも以前よりスーパーマーケットの敷地であり、周辺も道路や宅地となっておりますので、非農地として問題ないと考えます。以上です。</p>
新澤委員	<p>次に、申請番号 7 番から 15 番について、地区担当委員 議席番号 14 番 新澤 晟 委員よりご意見願います。</p>
議長	<p>23 日に現地確認をいたしました。もう 30 年ほど田んぼをしていないということで、完全な山林原野化をしているところであり、これを農地に戻すというのは非常に大変な作業になると考えられますので、非農地で問題ないかと考えます。以上です。</p>
各委員	<p>これより質疑を許します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第 8 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第 8 号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に【報告第 5 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案書 20 ページをお開きください。報告第 5 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 3 件です。</p>
	<p><b>【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】</b></p> <p>合計 141 筆 38,378.82 m<sup>2</sup>です。内訳は田が 25,867.82 m<sup>2</sup>、畑が 12,257</p>

<p>議 長</p> <p>各 委 員</p> <p>議 長</p>	<p>m<sup>2</sup> その他 254 m<sup>2</sup>です。以上です。</p> <p>それではこれより質疑を許します。</p> <p>(意見・質疑なし)</p> <p>質疑がないようですので【報告第 17 号】を終わります。</p> <p>以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。</p> <p>それでは第 3 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。</p> <p>どうもご苦労さまでした。</p>
------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------